

国立大学教育実践研究関連センター協議会規約

制定	昭和47年	8月31日
改正	昭和50年	2月19日
改正	昭和58年	2月23日
改正	平成5年10月	9日
改正	平成9年	4月1日
改正	平成9年	9月10日
改正	平成10年	9月25日
改正	平成12年10月	6日
改正	平成17年	2月15日
改正	平成22年	9月17日
改正	平成23年	9月16日
改正	平成29年	2月14日
改正	令和元年	9月6日

(名称)

第1条 本会は、国立大学教育実践研究関連センター協議会（以下「協議会」）と称する。

(目的)

第2条 本会は、授業実践に関する研究及び支援を行ない、教育の発展を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、国立大学法人および3項に定める特別な学校法人が運営する大学に設置された第2条に関連するセンターや機構等（以下、センターという）をもって組織する。

2 構成員はセンターに所属する構成員及び第2条の趣旨に賛同する国立大学法人等に所属する教職員とする。

3 特別な学校法人とは下記の学校法人とする。

(1) 放送大学学園

第4条 本会の会議は、総会・部門会議・役員会とする。

第5条 本会は、本会の事業および運営に関する重要な事項を審議決定する。

第6条 本会は、定期的を開催する。

第7条 監査は役員の中から2名会長が推薦し、総会の承認を得て委嘱する。監査は本会の会計を監査する。

(事業)

第8条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 実践研究・開発研究
- (2) 地域の教育実践への支援
- (3) 委託事業
- (4) 内外の関連機関並びに団体等との研究・連絡協力
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事から

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 常任幹事 若干名
- (5) 庶務担当幹事 若干名
- (6) 部門担当幹事 若干名
- (7) プロジェクト担当幹事 若干名
- (8) 本会の事業遂行に必要な担当幹事 若干名

- 2 前項の役員のうち、会長については、役員会の推薦に基づき総会の承認をうる。副会長及びその他の役員については、会長が委嘱する。
- 3 役員任期は西暦奇数年を初年度とする2年とする。ただし、再任は妨げない。やむを得ない事情により任期途中で交代した場合には前任者の残任期間とする。
- 4 会長は協議会を代表し、会務を総括する。会長に事故のあるときは、副会長がこれを代行する。

(総会)

第10条 本会に総会を置く。総会はセンター構成員をもって組織し、会長が招集する。

第11条 総会は、本会の事業の立案、その他重要な事項を審議する。

(部門会議)

第12条 本会にいくつかの部門会議を置くことができる。

第13条 部門会議に関して必要な事項は総会において定める。

(役員会)

第14条 役員会は第9条に掲げる役員をもって構成し本会の事業の実務にあたる。

(事業プロジェクト)

第15条 本会の第8条に示した事業を推進するため、期間を限定した事業プロジェクトをいくつか置くことができる。

第16条 事業プロジェクトの構成は会長が関連する役員と協議して定め、総会で報告する。

(会費)

第17条 本会の経費は、センターからの会費によって支弁する。会費及び徴収方法等については別途定める。

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。予算及び決算は、総会において承認するものとする。

(入退会)

第19条 入会を希望するセンター及び個人は、入会願を提出し、会長は、役員会の承認を得て入会を認め、総会で報告する。

第20条 第3条の規定に該当しなくなったセンター及び個人が大会する場合は、書面により理由を示した退会願を提出しなければならない。

2 会長は、役員会の承認を得て退会を認め、総会で報告する。

(事務局)

第21条 本会は、事務局を東京学芸大学ICTセンター内に置く。

(規約の改正)

第22条 この規約の改正は、総会において承認するものとする。

附 則

本規約は、昭和47年8月31日から施行する。

附 則

本規約は、昭和50年2月19日から施行する。

附 則

本規約は、昭和58年2月23日から施行する。

附 則

本規約は、平成5年10月9日から施行する。

附 則

本規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成9年9月10日から施行する。

附 則

本規約は、平成10年9月25日から施行する。

附 則

本規約は、平成12年10月6日から施行する。

附 則

本規約は、平成17年2月15日から施行する。

附 則

本規約は、平成22年9月17日から施行する。

附 則

本規約は、平成23年9月16日から施行する。

附 則

本規約は、平成29年2月14日から施行する。

附 則

本規約は、令和元年9月6日から施行する。